

防疫推奨品認証制度について（新規：2021年1月現在）



ウイルス感染症を感染災害として捉え、それらを防ぐための製品やサービスに対して、安全性や有効性を審査し、適性基準に満たしたものに防疫推奨品マークを付与するものである。

対象：防疫製品製造業等の事業を営む法人

申請：別途に定める会員申請書に記入の上、申請する

審査：審査会を開き推奨・認証の総合評価・合否判定

防疫審査会：防疫分野で、環境衛生に有効に活用でき、安全・安心できるガイドラインに基づき、公衆衛生の立場から専門的な有識者で構成され、審議・審査する委員会

認証：審査会基準で、安心・安全が担保される合格点に達したものを認証する

特典：①協会ウェブ上 HP・LINE 等で、会員社紹介、広報 PR

②防災・防疫及び連携団体での行事・展示会・研修等セミナー開催への優待参加

③共同出展協会主催の各種イベントへの参加

④推奨品の斡旋・販売・紹介

⑤防災・防疫情報誌に定期掲載、防災・防疫推奨品カタログに掲載

評価基準：防疫製品は、原則として製品サンプルと品質の安全性、衛生性、劣化の使用期限等の明記と該当する公的検査機関のエビデンス・報告書を提出の上、審査対象とする

防疫推奨品認証制度規定

第一条

目的：防疫製品等の安全性と品質管理を推進し、その普及を促進することで安全・安心を実現するために、優れた防疫製品について推奨品マークの認証を与えるものとする。

第二条

条件：次の項目の条件を満たしている防疫製品等につき推奨を認証する。

- ① 防疫分野において有益な活用が可能で安全性、衛生性、機能性に寄与するもの。
- ② 供給が適切に実施され、使用上の説明が整備され、合格点に到達しているもの。

第三条

申請：申請事業者は、別途定める防疫製品等推奨申請書に記入の上、防災安全協会に申請する。

第四条

認証：防疫製品の推奨品マークについては、外部の専門家による防疫推奨品審査会を設置しこれを審査し、条件を満たしたものを認証する。

第五条

費用：申請料 1 品目 20,000 円

推奨認証料：50,000 円（別途消費税）

第六条

交付：推奨認証証の交付を受けた事業者は、防災・防疫用品等の製品カタログ、名刺、HP等に推奨品マークの貼付ができる。

第七条

マーク使用料：推奨品マーク使用料は、1品目、年会費5万円に含まれるものとし、2品目以上は加算して請求する。

(一例) 2品の場合：追加1万円、3品の場合：追加2万円、4品の場合：追加3万円、5品の場合：追加4万円、6品の場合：追加5万円、7品の場合：追加6万円、8品の場合：追加7万円、9品の場合：追加8万円、10品の場合：追加9万円
10品以上の場合：追加10万円を上限とする。

<防疫対策該当分野>

- ① 感染予防 マスク・手洗い、うがい等の除菌・消毒液・手袋
フェイスガードフィルム・飛沫感染防止グッズ
- ② 接触感染 パーテーション・電子キー・音声・顔認識・セルフオーダー
- ③ 空気感染 空気清浄機・洗浄・環境測定
- ④ 検温 体温計・検温器・サーモグラフィ
- ⑤ 建材 壁紙・壁材・床材・塗料・内装材
- ⑥ 情報 ドローン・アプリほか

※防疫製品等推奨マーク 商標登録申請中

第1類：酸化物・アルコール類・界面活性剤・次亜塩素酸ナトリウム等

第3類：化粧品、洗剤など、せっけん類、家庭用洗剤等

第5類：医療用の薬剤、サプリメントなど、衛生マスク、薬剤等

第9類：防じんマスク、防毒マスク、溶接マスク、防災頭巾、フェイスシールド等

第10類：医療用機械器具など、検温・体温計、医療用手袋等

第11類：照明器具、電熱系の家電など、業務用暖冷房装置、空気清浄装置、家庭用電熱用品類、衛生器具及び装置、滅菌装置、水殺菌装置、消毒装置、オゾン発生装置、紫外線装置ほか

第16類：紙、書籍などの印刷物、文房具類など、ティッシュ、紙タオル、紙類、食品包装フィルム、プラスチック製包装用袋、紙類ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋等

第21類：化粧用具、調理用具、食器、洗濯・清掃用具など、作業用使捨て手袋、清掃用バケツ、ごみ箱、簡易トイレ等